

五所川原市における農林漁業の健全な発展と調和のとれた
エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する

基本的な計画



平成29年3月27日 策定
青森県五所川原市

目次

| | |
|---|---|
| 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針..... | 1 |
| 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域..... | 2 |
| 3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模..... | 2 |
| 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及びその方策..... | 2 |
| 5. 4に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項..... | 3 |
| 6. 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項..... | 3 |
| 7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価..... | 3 |
| (1)目標 | |
| (2)目標の達成状況についての評価 | |
| 8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復..... | 4 |
| 9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項..... | 4 |
| 10.その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項..... | 4 |
| (1)ホームページ等による周知 | |
| (2)設備整備計画の認定 | |
| (3)区域外の関係者との連携 | |

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

五所川原市総合計画では、基本政策の一つとして「快適で質の高い環境・住みづくり ー都市基盤・生活環境ー」を掲げ、資源循環型社会の形成に向けた、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用等の取組の推進が明記され、住民・企業・行政が一体となって、バイオマス、太陽光、風力、地熱などの地域の自然を活用した再生可能エネルギー発電の促進を図ることとしています。

また、五所川原市新エネルギービジョンでは、市浦地域沿岸が一年を通じた好風況地であることから、期待可採量、供給安定性の二つの観点から評価が行われ、風力発電は導入可能性の高い新エネルギーとして上位に位置しています。

一方、当市の農林水産業の現状は、平成 22 年の産業別就労者数では当市の基幹産業である第一次産業に従事する者の割合が 14.8%を占めており、農業生産形態は水稲単作と水稲とりんごの複合経営が主、一部に野菜、花き、畜産などを取り入れた形で形成されています。

五所川原市総合計画前期基本計画では、①農業用施設の長寿命化などの生産基盤の整備、②担い手の育成と活力ある農業者の育成による生産経営体制の強化、③都市部イベント開催・地産地消の推進などの新たな販路の開拓・拡大、④農林水産物の高付加価値化、6次産業化及び農商工連携の推進、⑤体験交流施設・グリーンツーリズムによる農業を通じた交流促進などの農林漁業に関する施策体系が示されています。

しかしながら、近年の米価下落の影響は非常に大きく、米の生産量を調整する減反政策が見直され、農業の大規模化へのシフトなど競争力強化への農業政策の転換が図られる中、生産の効率化・高付加価値化を進め、生業として魅力ある農業づくりを推進していくためにも、意欲ある担い手確保とともに、農地等の資源の集積を促す仕組、農業の大規模化・汎用化に対応する計画的な基盤整備が必要な状況となっています。

以上のことから、当市の方針としては、当市特有の風という地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、経済的・社会的利益や関係者の機運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、地域の農山漁村の活性化と自立的発展を図っていくこととします。その際、設備整備事業者は再生可能エネルギー電気の発電事業により得た売電収益を地域に還元するよう努めることとします。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在 | | 地目※ | | 面積(m ²) | 備考 |
|----|-----------------|------------------|-----|----|---------------------|---------------|
| | | | 登記簿 | 現況 | | |
| a | 青森県五所川原市十三土佐地区内 | | - | - | 1,263 | 風力発電設備(2基)の整備 |
| | a-1 | 同市 十三土佐 490 番地 4 | 田 | 田 | 597 | |
| | a-1 | 同市 十三土佐 490 番地 5 | 田 | 田 | 24 | |
| | a-1 | 同市 十三土佐 490 番地 6 | 田 | 田 | 44 | |
| | a-2 | 同町 十三土佐 104 番地 4 | 田 | 田 | 533 | |
| | a-2 | 同町 十三土佐 104 番地 5 | 田 | 田 | 24 | |
| | a-2 | 同町 十三土佐 104 番地 6 | 田 | 田 | 41 | |

※地目は基本計画策定時のものです。

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|----|---------|---------|-----------------------|
| a | 風力発電 | 4,600kW | 全15基(※)中の2基(2,300kW級) |

※隣接する中泊町(13基)と同一事業(2,300kW×15基、総出力34,500kW)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及びその方策

| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る事項 |
|----|------------------------------|------------------------------|
| a | なし | なし |

5. 4 に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

当市は、五所川原市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会において、地域の農林漁業と協調を保てるよう、農林漁業団体の要望を精査し、設備整備事業者の売電収益の中から一定程度の資金協力を得、地域の農林漁業へ寄与する事業に活用します。

また、活用事業については、毎年度見直しを行うこととし、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに、幅広い農林漁業の地域振興を目指します。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮します。また、気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域の美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切に配慮します。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後10年間(平成38年度まで)で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う風力発電設備(2,300kW級×2基、総出力4,600kW)の導入を目指します。また、設備整備事業者の売電収益の中から一定程度の資金協力を得、地域の農林漁業へ寄与する事業への活用を目指します。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成状況を確認するため、毎年度、認定された設備整備計画についてその実施状況を調査し、その進捗状況を把握する。認定された設備整備事業者は、当市から求めがあった場合は進捗状況等を報告するものとし、設備整備計画に変更があった場合は、速やかに当市に報告するものとします。

さらに、今後の再生可能エネルギーの導入については、国や電力会社の再生可能エネルギーの導入量等の情報収集に努め、関係機関と意見交換を図ります。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去することとします。また、使用した土地については、直ちに原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとします。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、土地賃借契約書内に記載されていることを確認することとします。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、市ホームページや広報により広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約が適切に締結されていることなどを確認します。また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、当市の是正の指導に従うこと等、計画の内容に応じて条件を付することとします。

(3) 区域外の関係者との連携

市、設備整備事業者、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の関係者は、当市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととします。

別紙1 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 a



■ 凡例

| | |
|-------------------------------|---|
| 再生可能エネルギー発電設備 整備促進区域（風力発電） |  |
| 風力発電機 |  |

| 番号 | 区域の所在 | 面積 (㎡) | 備考 |
|-------|-----------------|--------|----|
| a - 1 | 五所川原市十三土佐490番地4 | 597 | |
| | 五所川原市十三土佐490番地5 | 24 | |
| | 五所川原市十三土佐490番地6 | 44 | |
| a - 2 | 五所川原市十三土佐104番地4 | 533 | |
| | 五所川原市十三土佐104番地5 | 24 | |
| | 五所川原市十三土佐104番地6 | 41 | |